中央区災害廃棄物処理計画に対するご意見の概要と区の考え方

1 パブリックコメント実施期間 令和3年11月22日(月)から12月12日(日)まで

2 意見の総数 1人・21項目

<取扱い>

○ 計画に反映するもの6件□ 計画に盛り込まれているもの0件

△ 区において今後の事業の参考と すべきもの 2件 ☆ 採用には至らないと判断したもの 9件

- その他 4件

	ご意見の概要	該当箇所	区の考え方	取扱い
1	本計画の策定にあたっては、中央区防 災会議においても検討されたうえで策 定されることを求めます。	_	中央区防災会議は、区の災害対策に関する総合的な計画である地域防災計画の作成を所掌事務としており、関係する行政計画について、個別に検討する性格を有しておりません。 本計画は、地域防災計画に明確に位置付けられておりますので、関係機関等と協議調整を行いながら、今般、計画の取りまとめをしたものです。	☆
2	概要版に区民及び事業所の災害廃棄物処理に関する行動指針を入れること。 概要版に、初動期、応急対策期、災害復旧・復興期、区民及び事業所は、災害廃棄物処理に関する行動を、それぞれに具体的に何をすべきかについて、わかりやすく記載をお願いします。図 1-4 のタイムラインを入れた図にも区民と事業者の役割を入れてください。 理由:本計画の実行においては、区民の協力が必要不可欠です。区民及び事業所がどのように行動すべきか、整理して、お伝えする必要があるため。	概要版	概要版は、災害廃棄物処理計画の内容を簡潔にまとめたものと位置付けております。 区民及び事業所の方々の行動指針につきましては、別途作成予定の災害廃棄物処理に係るリーフレット等に盛り込み、協力をお願いすることを考えております。	☆
3	「 D ディ .Waste ウエイスト -Net ネット (災害廃棄物処理支援ネット ワーク)」の活用 区の総合防災訓練において、参加機関 として同ネットも参加いただく。また、防災拠点での防災訓練では、同ネットに ついても周知を行うようお願いします。	P.44	D.Waste-Net は自治体向けの支援が中心となるため、区の総合防災訓練への参加の呼びかけや区民向けリーフレットによる周知は想定しておりません。ただし、区職員による庁内の訓練等においては、関係職員に対して D.Waste-Net の活用についての周知を行ってまいります。	Δ
4	「中央区総合防災訓練」では、どのように仮置場が設置されるかなど災害廃棄物処理に関する訓練も盛り込むことをお願いします。	P.39	仮置場の設置は「災害廃棄物処理実行計画」を作成したのち、区及び特別区全体で行うものであり、区総合防災訓練で実施する性質のものではないと考えます。	☆

	ご意見の概要	該当箇所	区の考え方	取扱い
5	現在策定中の「中央区国土強靭化地域計画」の文言がない(ちなみに、「中央区国土強靭化地域計画」側には、本計画の文言が入っています。)ため、その記載(図1-1など)と、実際の有機的な連携のもと運用される体制整備をお願いします。	P.1 ~ P.2	1ページ3段落目、2ページ2段落目に、「中央区国土強靭化地域計画」についての記述を追記しました。また、図1-1にも追記しました。 廃棄物処理にあたっては、国土強靭化地域計画も踏まえた体制確保に努めてまいります。	0
6	「災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置づけ」の図の中央区の場合に当てはめた記載への修正環境省の図を図 2-2 では、用いていますが、中央区の場合に当てはめて記載いただけますようにお願いします。	P.17	中央区の場合を当てはめ、修正いたし ました。	0
7	基準となる被害想定を最新のもので行うこと、あるいは、最新のものが出された場合、それにあわせて本計画も改定を行うこと。(今後策定する「災害廃棄物処理実行計画」では、最新の被害想定を用いるのでもよいかもしれません。)理由:先日の 12/7 の企画総務委員会で議論されたように、東京都は「首都地下地震等による東京の被害想定(平成 24年4月 東京都防災会議)」の改定作業中です。改定された最新の被害想定で、準備されることをお願いします。	P.3	本計画は「中央区地域防災計画」の被害想定に基づいた数値を用いております。 「首都直下地震等による東京の被害想定」の改定により被害状況が更新された場合は、中央区地域防災計画及び本計画の被害想定も更新してまいります。 なお、「災害廃棄物処理実行計画」では、平常時に検討する被害想定の数値ではなく、実際の被害状況に基づいて災害廃棄物量等を算定します。	
8	水害の想定についても、最新のもので行うこと、あるいは、最新のものが出された場合、それにあわせて本計画も改定を行うこと。(今後策定する「災害廃棄物処理実行計画」では、最新の被害想定を用いるのでもよいかもしれません。)理由:先日の 12/7 の企画総務委員会で議論されたように、東京都は水害のハザードマップについても改定作業中です。改定された最新の被害想定で、準備されることをお願いします。	P.4 ~ P.5	ハザードマップの更新に合わせて、本 計画の浸水被害想定も更新してまいり ます。 なお、「災害廃棄物処理実行計画」で は、平常時に検討する被害想定の数値で はなく、実際の被害状況に基づいて災害 廃棄物量等を算定します。	0
9	災対保健所部、「2, 医療、防疫及び食品衛生に関すること。」を太字に修正願います。 理由:災害廃棄物、特にし尿管理ができない場合に、感染症発生の原因となるため、その防疫は、災害廃棄物に関わる重要な活動と考えられるため。	P.13	表 2-1 については、直接的に災害廃棄 物に関わる活動を太字としています。	☆

	ご意見の概要	該当箇所	区の考え方	取扱い
10	他自治体との相互援助協定への災害 廃棄物処理に関する項目を位置づける こと。 理由:現在の他自治体との相互援助協 定の中に、文言としての「災害廃棄物処 理」が入れられていないため、その内容 も協定内に文言として盛り込むことを 求めます。	P.16	特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合では災害廃棄物処理に係る協力協定を締結しており、共同で広域処理の調整を行います。	☆
11	「平常時の取組」と記載のあることがらを実際に取り組むこと 21 ページ等に平常時の取り組み事項を記載されているが、平常時だからこそ準備できることと考えられ、実際に取り組み是非とも「災害廃棄物処理実行計画」には書き込まれるようにお願いします。もしくは、本計画にそこまで書き込めるなら書き込んでいただけますようにお願いします。	P.21	「平常時の取組」に記載した内容についての検討を進め、発災直後から迅速に対応できる体制を整えます。 なお、「災害廃棄物処理実行計画」は、本計画に基づき初動対応を実施したのち、災害の規模に応じて具体的な処理体制や処理スケジュールについて、発災後に策定されるものです。そのため、平常時の取組は記載いたしません。	Δ
12	帰宅困難者の想定が低くないでしょうか。観光・商業としてでもある中央区としては、観光やショッピングで訪れるひとも試算に入れるべきと考えますが、30万9315人の発生予測には、それらの方々も入っているでしょうか。入っていたとして場合に、帰宅困難者となる発生率はもう少し高くすべきではないでしょうか。	P.3	帰宅困難者の想定数については、平成 24 年4月に都が公表した被害想定に基 づく人数となっています。この人数に は、買い物客や観光客を含んでいます。 上位計画の改定によって被害想定が更 新された場合には、本計画も更新してま いります。	_
13	臨時集積所、仮置場のマップの作製本計画で、災害廃棄物処理の仮置場の設置の考え方はまとめられ、臨時集積所が、区立公園・児童遊園等になると示されています。 災害時に、区民がすぐに廃棄の行動がとれるように、臨時集積所、仮置場の候補地のマップを作成し、区民に平時から周知いただけますようにお願いします。	P.26	臨時集積所をはじめとする仮置場の 候補地については、京橋・日本橋・月島 の各地域内に設置できるよう検討を進 めていますが、実際には災害の規模によ り判断することになります。仮置場の開 設状況は決定次第区から広報を行うこ とを想定しており、事前にマップ化して 公表することは予定しておりません。	☆

	ご意見の概要	該当箇所	区の考え方	取扱い
14	災害廃棄物があまりにも多量に発生した最悪のケースにおいて、仮置場としての月島川、新月島川、朝潮運河の利用の是非の検討 万が一、災害廃棄物が多量に出てしまった場合において、道を塞ぎ、物流を閉ざすよりは、月島川、新月島川、朝潮運河などの内水面を仮置場にすることは想定しえないものだろうか。 学識経験者を入れ、仮置場が見いだせない場合の最悪の事態における内水面の利用の是非の検討をお願いします。 「中央区国土強靭化地域計画」との同時の検討が必要かもしれません。	P.26	特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合では災害廃棄物処理に係る協力協定を締結しており、処理可能量を上回る災害廃棄物が発生した場合は、共同で広域処理の調整を行います。	
15	区民への広報、本計画のリーフレット 作成 本計画の簡単な考え方を、平時から区 民にお伝えすることが大事だと考えま す。本計画の内容を簡単にまとめたリー フレットを配布したり(特に防災拠点で の防災訓練の際など)、区報に掲載した りすることを求めます。 理由:災害時になってから、災害廃棄 物の処理の方法を区民にお伝えしても 混乱した状況ではお伝えするのが難し く、事前からお伝えをすることが重要だ と考えるため。	P.32	本計画策定後、区民への普及啓発を目 的としたリーフレット等を作成し、防災 訓練やイベント等で配布することによ り、平時から災害時のごみの出し方を周 知する予定です。	
16	大規模イベントでのごみの房棄場置すること、予行の意味での設置 実際に防災無などのの別題を変更のである。 実際に防災を乗物をといる。 実際に防災を変更をもうでいる。 までの災害ののでは、がのようにのでである。 は、どのようにのでである。 は、どのようにのでである。 は、どのようにのででは、が、ののでは、が、ないのででは、が、ないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	P.32	防災拠点でのごみの廃棄場所は、避難 所の運営方法などを定めた「防災拠点活動マニュアル」に記載されています。 また、本計画策定後、普及啓発を目的 としたリーフレット等を作成し、帰宅困 難者受入れ施設に対しても、災害時のご みの出し方の周知を図ります。	☆

	ご意見の概要	該当箇所	区の考え方	取扱
	□忠允♥ノ例女		<u> </u>	が い
17	環境モニタリング 環境モニタリングに、放射性物質のモニタリングも入れるようにお願いします。 理由:大災害の際は、原発事故も想定して準備すべきと考えるため。災害廃棄物が、放射性物質で汚染される場合を想定すべきと考えます。	P.51 ~ P.52	本区においては放射性物質を扱っている施設等はなく、災害廃棄物が汚染される可能性は低いと考えます。しかし関東近郊の原子力発電所がある地域において発災により放射性物質が漏洩した場合などには、「廃棄物関係ガイドライン(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)」(平成25年3月 第2版 環境省)に従って対策をとることとします。	☆
18	損壊家屋の公費を得る手続き 損壊家屋の場合に、どのように公費が 出て解体できるのかその申請の流れを、 わかりやすく記載をお願いします。図 2- 12 は、まだ、見づらいです。	P.54	申請者、区及び解体工事業者それぞ れの手続き・やり取りを読み取れる図 へ変更いたしました。	0
19	思い出の品の整理 思い出の品に関してまで配慮されていることに感謝します。 その実効性を担保するため、思い出の品に関して、どのように整理されているかの情報にうまくたどり着けるように、ホームページでの情報発信の場所や実際に保管の場所についても記載いただけるようにお願いします。	P.58	58 ページ 1 段落目に、思い出の品の保管場所の広報手段について追記しました。 区民への普及啓発を目的として作成するリーフレット等のなかでも記載する予定です。	0
20	災害時対応型公衆便所など整備状況 のマップでの記載 災害時対応型公衆便所などの整備状 況がわかるように、マップも入れてくだ さい。	P.25	区では、ホームページで災害時対応型 公衆便所の情報を含んだ公衆便所案内 図を公開しております。	☆
21	用語集に入れるべき用語について、順不同で書きます。 ・「災害廃棄物処理支援ネットワーク」 アルファイスト・Net ネット」を参照との 記載をサ行で。 ・「トラックスケール」 ・「フレキシブルコンテナバッグ」 ・「災害廃棄物処理実行計画」 ・「タイムライン」 ・「中央区国土強靭化地域計画」 ・「中央区国土強靭化地域計画」 ・「洪水ハザードマップ」とくに、荒川版とめた解説 ・「ライフライン」 ・「中央区一般廃棄物処理基本計画」 ・「し尿処理」	P.62 ~ P.64	用語集に追加いたしました。 「災害時対応型公衆便所」は、災害時 に使用可能なトイレ全般を説明するた め、「災害時対応型トイレ」として記載 しました。 また、「洪水ハザードマップ」の違い は、図 1-2、1-3 の各マップ内に記載を追 加します。	0

ご意見の概要	該当箇所	区の考え方	取扱い
「災害時対応型公衆便所」「災害時相互援助協定」			